

令和6年度 事業者健診データ作成業務について

令和6年2月

目次

1. 事業者健診データ等の取得にかかる変更の背景	2
2. 令和6年度事業者健診データ等の取得の主な変更点	5
3. 事務処理に関する依頼事項	11
4. 連絡事項	13

1. 事業者健診データ等の取得にかかる変更の背景

1. 変更の背景

令和6年度事業者健診データ等の取得に関して、変更の背景は以下のとおりです。

◆ 変更の背景

○定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項

令和5年3月31日付で厚生労働省から「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」の通知(以下、「国の改正通知」という)が発出されました。内容としては、令和4年1月1日から施行された健康保険法の改正や「40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会」等における議論を踏まえたものとなっています。

その通知では令和6年4月1日以降の「一般健康診断問診票(以下、「問診票」という)」や「健康診断結果提供依頼書(以下、「提供依頼書」という)」のひな形が新たに示されました。

○第4期制度改正

令和6年度から始まる第4期特定健診・特定保健指導に伴い令和5年3月31日付で厚生労働省から「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」が示されました。

1. 変更の背景

国の改正通知の主な内容

1. 定期健康診断等の結果の情報提供等の事業者と保険者の連携の基本的な考え方
 - ・健康保険法の改正によって40歳未満の定期健康診断等の結果が取得可能となっている。
2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等
 - ・問診は「問診票」を用いて行い、その結果を保険者に提供すること。
 - ・事業者において健診結果は電磁的な方法により保存及び管理することが望ましい。
 - ・事業者は自ら健診結果を保険者へ提供することが困難な場合は、事業者に代わり健診機関が保険者に健診結果を提供することについて、契約書のひな形を参考に契約を取り決めること。
 - ・保険者は「提供依頼書」を参考にし、事業者の同意を得た上で健診結果の提供を受けること。
 - ・健康保険法等の規定に基づき、健診結果（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれない項目も含む。）を提供する場合についても本人の同意は不要である。

※令和5年3月31日付「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」参照

2. 令和6年度事業者健診データ等の取得の主な変更点

2. 令和6年度事業者健診データ等の取得の主な変更点

① 実施要綱・事務処理要領

これまで、事業者健診データの取得に関しては、具体的な取得方法等について「事業者健診データ作成業務**委託要領**」としてお示ししていました。

それに対して、生活習慣病予防健診など事業者健診以外の健診については「**実施要綱**」「**事務処理要領**」として、より具体的にお示しています。

そこで、令和6年度からは「**委託要領**」を他の健診と同様に「**実施要綱**」「**事務処理要領**」に変更し、より具体的にお示しします。

全国健康保険協会 神奈川県 事業者健診データ等取得実施要綱	
令和6年4月1日改正	
—目次—	
1	目的
2	取得対象者及び取得対象となる健診項目等
3	取得先
4	取得方法
5	費用等
6	個人情報の保護
7	事故対応
8	その他

本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。

- ・高橋法…労働者の雇用の確保に関する法律（昭和27年法律第20号）
- ・実働基準…特定労働者及び特定保護措置の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）
- ・協会けんぽ…全国健康保険協会
- ・協会支部…全国健康保険協会支部
- ・事業者健診…労働安全衛生法その他の法令に基づき実施する定期健康診断等
- ・事業者健診データ…労働安全衛生法その他の法令に基づき実施する定期健康診断等の結果のうち労働者の雇用の確保に関する法律、健康保険法及び特定労働者及び特定保護措置の実施に関する基準等により保険者が事業者等に対し提供を求めることができる健診項目等のデータ
- ・委託健診機関…全国健康保険協会支部と事業者健診データの提供に係る委託契約を締結した健診機関
- ・国の通知…厚生労働省労働基準局長・保険局長通知『定期健康診断等及び特定労働者等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』（基発 0731 第1号・基発 0731 第4号）
- ・国の通知に基づく提供方法…厚生労働省労働基準局長・保険局長通知『定期健康診断等及び特定労働者等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』（基発 0731 第1号・基発 0731 第4号）において示された、保険者への事業者健診データの提供方法
- ・個人情報ガイドンス…医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドンス（平成22年4月・令和3年3月一部改正）、「個人情報の取扱いに関する法律」（平成15年法律第87号）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」（令和3年3月）

参考

別途お送りしているCD-Rに収録されている「事業者健診データ等取得実施要綱」をご覧ください。

2. 令和6年度事業者健診データ等の取得の主な変更点

② 40歳未満のデータ取得

健康保険法の改正により40歳未満の事業者健診データ等の取得が可能となりました。

健診機関においては、支部からの提供依頼データの中に40歳未満の方が含まれている場合はご対応をお願いします。

○ 実施要綱・事務処理要領への反映

根拠法令に健康保険法を追記するほか、40歳以上75歳未満の記載を削除し、年齢制限なく取得できるように変更します。

新	旧
<p>1. 目的 この要綱は、協会支部が、高確法や健康保険法に基づき事業者等から事業者健診データ等を取得するにあたっての基本的な考え方やその他留意すべき点などを示すことで、事業者健診データ等の取得業務を適切に実施することを目的とする。</p> <p>2. 取得対象者及び取得対象となる健診項目等 (1) 取得対象者 事業者健診の受診日において協会けんぽの加入者資格を有する者の、次のいずれかを満たす事業者健診データ等を取得する。</p> <p>・ ・ ・</p>	<p>1. 本指針の目的 本指針は、協会支部が、高確法に基づき事業者等から事業者健診データ等を取得するにあたっての基本的な考え方やその他留意すべき点などを示すことで、事業者健診データ等の取得業務を適切に実施することを目的とする。</p> <p>2. 取得対象者及び取得対象となる健診項目等 (1) 取得対象者 事業者健診の受診年度において、40歳以上75歳未満（75歳の誕生日の前日までの方）の協会の加入者であって、次のいずれかを満たす事業者健診データ等を取得する。</p> <p>・ ・ ・</p>

※上記の新旧対照表は一例であり、このほかの項目においても健康保険法の追記と40歳以上75歳未満の記載の削除を軸に変更します。

参考 「事業者健診データ等取得実施要綱」2ページをご覧ください。

2. 令和6年度事業者健診データ等の取得の主な変更点

③ 第4期制度改正に伴う変更点

第4期特定健診・特定保健指導の内容を踏まえ、健診項目が変更となります。

◆ 変更、追加点

- ・ 空腹時中性脂肪が測定できない場合における随時中性脂肪の測定
- ・ 肝機能等の検査項目名の変更
- ・ 質問票項目名の変更

④ データの取得方法

- ◆ 事業者健診データの取得については、引き続き、国の改正通知に基づく提供・運用スキームに沿った取得（契約書のひな形及び「提供依頼書」の活用）を推進します。
- ◆ 契約書のひな形が使用できない場合は、「提供依頼書」を活用し、事業所の同意を得た上で事業者健診データを取得することとします。
- ◆ 令和6年度以降、**神奈川支部が事業所より取得する際に使用する委任状（同意書）については、国から示された「提供依頼書」を活用します。**
健診機関においては、現在使用している様式の見直しを行ってください。

【参考資料】問診票（一般健康診断問診票）

別添1の2

一般健康診断問診票

健康保険被保険者証等（健康保険証）に記載されている氏名、番号（枝番）、保険者番号を転記してください。記載いただいた場合は、在学、在籍を記録簿とともに加入する保険者へ一括し、記録結果の管理に活用いたします。番号（枝番）□-□□の「□□」の部分が枝番です。健康保険証に「□□□」に該当する番号の記載がない場合は、空欄としてください。

記号：

番号（枝番）： -

保険者番号：

団体・会社名：

所属部署名：

氏名：

生年月日： 年 月 日 年齢： 歳 性別： 男・女

No.	質問項目	回答
1	これまでに、重量物の取扱いの経験がありますか。	①はい ②いいえ
2	これまでに、粉塵の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
3	これまでに、激しい振動を伴う業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
4	これまでに、有害物質の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
5	これまでに、放射線の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
6	現在の職場では、どのような勤務体制で働いていますか。	①常時出勤 ②常時出勤 ③交代制（日勤と夜勤の両方あり）
7	現在の職場での、直近1ヶ月間の1日あたりの平均的な労働時間はどのくらいですか。	①6時間未満 ②6時間以上8時間未満 ③8時間以上10時間未満 ④10時間以上
8	現在の職場での、直近1ヶ月間の1週間あたりの平均的な労働日数はどのくらいですか。	①3日間未満 ②3日間以上5日間未満 ③5日間 ④6日間以上
現在、aからcの薬の使用の有無 [※]		
9	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
10	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
11	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
12	医師から、服卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
13	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
14	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ
15	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
16	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たすまである。 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	①はい（条件1と条件2を両方満たす） ②以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない（条件2のみ満たす） ③いいえ（①②以外）
17	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	①はい ②いいえ
18	1回30分以上の軽く汗をかき運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	①はい ②いいえ
19	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	①はい ②いいえ
20	15歳同い年齢の同性と比較して歩く速度が遅いですか。	①はい ②いいえ
21	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない ④速い ⑤ふつう
22	人と比較して食べる速度が遅いですか。	①速い ②ふつう

○第4期特定健診・特定保健指導では標準的な質問票の質問項目が変更されました。
それに伴い国の改正通知の「問診票」の質問項目も変更されています。

「問診票」は本人から記号番号等の情報を取得できることに加えて、標準的な質問票の22項目を取得できます。

健診機関においては、**当該「問診票」をご活用いただくようお願いします。**

参考

厚生労働省労働基準局長・保険局長通知『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について』（基発0731第1号・保発0731第4号）をご覧ください。

【参考資料】提供依頼書

提供依頼書


年 月 日

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会神奈川支部（以下「神奈川支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は神奈川支部に対して、労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において神奈川支部の被保険者資格を有する者の特定健康診断項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって神奈川支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、神奈川支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1の提出を行う際に、健診実施機関は神奈川支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

事業所情報	事業所番号	
	事業所名	
	事業主名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当者名	

健診実施機関情報	健診機関名		
	所在地	〒	
	電話番号		
	健診受診月	月	受診人数



健診機関において、現在使用している委任状（同意書）の様式の見直しを行ってください。

参考 「事業者健診データ等取得実施要綱」33ページをご覧ください。

3. 事務処理に関する依頼事項

3. 事務処理にかかる依頼事項

① 事業者健診結果データの早期提供について

事務処理要領において、健診機関は**事業者健診実施後3か月以内に事業者健診結果データを収録した電子媒体等を納品すること**としています。

早期かつ効果的な特定保健指導の実施に結び付ける観点からも、早期にデータの提供をお願いします。

参考 「事業者健診データ等取得実施要綱」30ページをご覧ください。

② 請求書の様式について

令和5年10月にインボイス制度が開始され、事業者健診データの作成にかかる費用等の請求についても、インボイス制度に対応した請求書(適格請求書)を使用することとなりました。

費用等の請求の際は、令和5年10月26日付で健診機関あてにお送りしました**インボイス制度に対応した請求書等の様式にてご提出をお願いします。**

参考 別途お送りしているCD-Rに収録されている「事業者健診 様式集」をご覧ください。

4. 連絡事項

4. 連絡事項

① 委託契約書の取り扱いについて

委託契約書の変更に伴い、令和6年度は**あらためて契約書を取り交わします**。
令和6年3月中旬頃、委託契約書をお送りする予定です。

② 支払いに関するお知らせの送付終了について

これまで事業者健診データ作成費用等について、支払額や支払日のお知らせをお送りしていましたが、令和6年3月末をもって終了します。

令和6年4月以降の入金状況につきましては、通帳記入もしくはインターネットバンキング等にてご確認をお願いします。

③ 被扶養者様の健診結果提供データについて

事業者健診データは、協会けんぽの被扶養者であれば、お勤め先での健診結果を提供いただくことが可能です。

その際は、健診機関において、受診時の保険証の記号・番号及び被扶養者番号の確認作業が必要になります。

4. 連絡事項

④ データの廃棄・消去

事務処理要領において、健診機関は事業者健診結果データの提供等業務の実施に関して入手した**個人情報や機密情報は、契約終了後に廃棄・消去**し、神奈川支部に対し廃棄等を行ったことを証する「終了時検査報告書」を速やかに提出しなければならないこととしています。

結果データの提供完了後は「終了時検査報告書」の提出をお願いします。



「事業者健診データ作成対象者一覧データ(保険証の記号・番号等)」は、CD-Rにてお送りしています。
健診機関において、対象者一覧データ確認後、**すみやかにCD-Rをご返却**くださいますようお願いいたします。

機密性 2	別紙 4
	年 月 日
全国健康保険協会 神奈川支部 支部長 長野 豊 様	
住 所 名 称 代表者名	印
終了時検査報告書	
<p>事業者健診データの提供に係る提供依頼書の提出勸奨・取得業務及び事業者健診データ作成業務委託において入手した情報、作成した電子データ、協会の承認を得て作成した複写複製物等について、復元または判読等が不可能な方法により、当該情報の消去または廃棄等を行いましたので報告します。</p>	
データ消去者:	印
立会人:	印

参考

「事業者健診データ等取得実施要綱」30ページ及び35ページをご覧ください。

健診機関の皆様には日頃より、事業者健診データの取得及び作成にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

しかしながら、神奈川支部の事業者健診データの取得率は全国平均の半分以下であり、取得率をさらに向上していく必要があります。

健診機関の皆様からの、さらなるご協力をよろしくお願い申し上げます。